

テレワーク推進事業の課題

1 事業の実施主体

今後、町が事業主体としてテレワーク事業を推進する場合、以下のとおりメリットとデメリットがある。今後、デメリットを解決するために、町に代わって事業推進を行っていく主体をどのように構築するか検討が必要である。

【現状】

実施主体	立科町
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政が実施する事業に対する信頼感がある。 ○ 関係機関との連携が容易であり、 ○ 事業資金（予算）の確保ができる。 ○ 人員が配置される。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人格がない。 →雇用創出型テレワークにおいて、クライアントと契約ができないことと、ワーカーとも雇用契約を結ぶことができない。 ○ コーディネーター（専門人材）が必要になる。 ○ スピード感のある意思決定ができない。 ○ 国庫補助等の予算がなくなった場合に、事業が継続しない。 ○ 担当職員の配置換えにより、事業が継続しない。 ○ 業務判断に困ることが多い。

【改善策】

	内容
1 法人格を持つ 町関係機関による運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規組織の立ち上げ：(例) 振興公社、まちづくり会社 ○ 既存組織への事業化：立科町社会福祉協議会 等
2 民間事業者による運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民ワーカーによる法人化立ち上げ ○ 指定管理者制度の活用による運営委託

2 雇用型テレワーク受託案件の拡大

(1) 住民ワーカー及び住民ワーカーへの受発注プロセスの見える化

- 住民ワーカーへの業務依頼を検討する際の資料を作成する。
 - ・ 属性、人数、受講研修内容、受注可能な業務例一覧、これまでの受注業務内容の紹介 等
 - ・ ワーカーへの業務の発注相談から契約締結、業務実施、業務管理、納品、請求支払までのプロセスとコーディネーターの支援内容について
- ウェブページの作成及び広報の実施

(2) コンソーシアム構成メンバーからの業務受託の実施

- 業務発注にあたって必要な教育研修や整備（ソフト・ハード）を実施。

(3) 近隣自治体の事業者へ営業活動の実施